循環を基調とする地域社会の構築

大気環境の保全

● 大気汚染の現況

【二酸化硫黄】

平成12年度は、一般環境大気測定局30局において実施し、 有効測定局28局すべてにおいて環境基準を達成した。

【二酸化窒素】

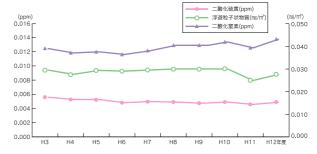
平成12年度は、一般環境大気測定局22局及び自動車排出 ガス測定局2局において実施し、すべての測定局において環 境基準を達成した。

【浮遊粒子状物質】

平成12年度は、一般環境大気測定局27局及び自動車排ガス測定局2局において実施し、8測定局において、環境基準を達成できなかった。

いずれの測定局も3月に環境基準値を超えており、黄砂現象による影響と考えられる。

主な大気汚染物質の経年変化



【光化学オキシダント】

平成12年度は、一般環境大気測定局19局で実施し、すべての測定局において環境基準を達成しなかったが、注意報の発令はなかった。

注意報発令濃度0.12ppm以上の出現状況

	- 1- 101104				
区分	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
昼間の1時間値 が0.12ppm以上 の延べ日数	48	16	8	0	0

(備考) 各測定局について、昼間に0.12ppm以上の濃度が出現した日を合計したものである。

【一酸化炭素】

平成12年度は、一般環境大気測定局1局(大分市・三佐小学校)及び自動車排ガス測定局2局において実施し、いずれも環境基準を達成した。

【有害大気汚染物質】

平成12年度は、ベンゼンは6測定地点中4地点、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは5測定地点すべてで環境基準を達成した。



● 自動車排ガスの現況

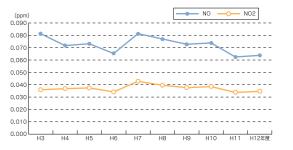
1 常時監視測定

【窒素酸化物】

平成12年度は、2測定局(大分市中央測定局及び大分市 宮崎測定局)で実施した。

二酸化窒素については、2測定局とも日平均値の年間98%値が、環境基準のゾーン(0.04~0.06ppm)内で、1日平均値が0.06ppmを超えた日はなかった。

窒素酸化物の年平均値の経年変化



【炭化水素】

平成12年度の非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値の年間平均値は、中央測定局が0.30ppmC、宮崎測定局が0.36ppmCであった。

非メタン炭化水素に係る年平均値(6~9時)の経年変化



2 主要交差点での測定

平成12年度は別府市、中津市、日田市、臼杵市、佐伯市、 日出町でそれぞれ1か所の計6か所で、一酸化炭素、窒素酸 化物、浮遊粒子状物質及び気象の測定を行った。

主要交差点における測定結果

++1-	地域区分		調査月日	気象概況 最多風向		比炭素 om)		俊化物 om)	浮 遊 粒子状 物 質 (mg/m³)	
,				ᄤᅹᄼᆸ	知現 頻度 %	1日 平均値 の平均	8時間 平均値 の平均	NO ₂ 1日 平均値 の平均	NO1日 平均値 の平均	1日 平均値 の平均
別府市	永交	石差	通点	4/20~4/28	SSE(18)	0.91	0.91	0.036	0.035	0.032
中津市	豊交	差	陽点	10/3~10/11	WSW(16)	0.61	0.63	0.013	0.018	0.031
日田市	玉交	差	川点	10/19~10/27	SSE(25)	0.90	0.88	0.021	欠測	欠測
臼杵市	土交	差	橋点	5/9~5/17	SSE(21)	0.65	0.65	0.013	0.018	0.030
佐伯市	大交	手差	前点	5/17~5/25	NNW(28)	0.80	0.80	0.011	0.017	欠測
日出町	堀	交 差	点	6/7~6/15	ENE(22)	0.63	0.64	0.019	0.024	0.039

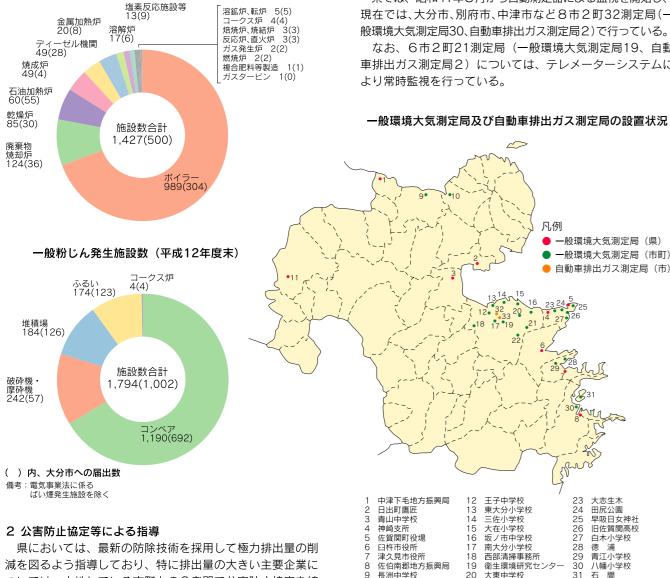
● 大気保全対策

1 法律による規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び一般・特定 粉じん発生施設の設置者は、施設の設置等について知事に届 け出る義務が課されている。なお、大分市内の工場・事業場 については、市長に届け出ることになっている。

なお、特定粉じん発生施設については現在まで届出はない。

ばい煙発生施設数(平成12年度末)



ついては、立地している市町との3者間で公害防止協定を締 結して、その徹底を図っている。

また、大分地域については、昭和48年から昭和50年にか けて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを 基礎にして、地域の硫黄酸化物の排出許容総量を定め、これ に基づき昭和52年5月に主要企業に対して総量の割当てを 行い、昭和53年4月から指導している。

3 緊急時対策

緊急時の発令対象区域は、大分市、別府市、佐賀関町、中 津市、日田市、日出町、臼杵市、津久見市及び佐伯市であり、 硫黄酸化物等4物質について「予報」から「重大警報」まで4又 は5段階の基準を設け、その区分に応じてばい煙排出量の削 減、自動車運行の自粛要請等の措置を講ずることとしている。 平成12年度は「予報」等の発令は1度もなかった。

4 監視測定体制の整備

県では、昭和41年3月から自動測定器による監視を開始し、 現在では、大分市、別府市、中津市など8市2町32測定局(一

なお、6市2町21測定局(一般環境大気測定局19、自動 車排出ガス測定局2)については、テレメーターシステムに



一方、発生源監視テレメーターシステムは、大分地域の主 要企業を対象として硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度や排出量 を集中監視するシステムとして、昭和52年6月から運用を 開始している。

大気汚染緊急時が発令された場合、発令の同時通報を行う ことができるほか汚染物質が指示通り削減されているかどう かの監視もリアルタイムで行うことができる。

● 環境放射能監視の現況

1 空間線量率の現況

空間線量率の測定は、空間における放射能の量を調べるも ので、調査地点を固定し、連続測定を行うモニタリングポス トと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定して いる。モニタリングポストは、大分市(衛生環境研究センタ 一) に設置しており、平成12年度の年間の空間線量率は、 最高値60nGy/h(5月)で、年間平均値は32nGy/hであ る。一方、サーベイメータによる測定は、佐賀関町で月に1 回実施しており、最高72nGy/h(1月)で、年間値は67 ~72nGy/hであり、モニタリングポスト同様に異常は認め られなかった。

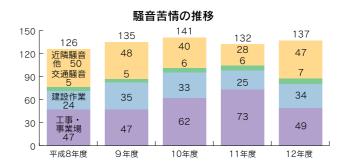
2 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測 定と各種環境試料中の核種分析(セシウム137)を行って おり、平成12年度は、どちらも異常は認められなかった。

騒音・振動・悪臭の防止

● 騒音の現況

平成12年度の騒音に係る総苦情件数は137件となっている。 これを発生源別にみると、工場・事業場によるものが全体の 35.8%を占め最も多く、次いで、建設作業が24.8%、家庭 生活によるものが10.2%、営業騒音5.1%、自動車5.1%と なっている。



騒音規制法では、騒音の著しい施設を特定施設とし、それ を設置する工場・事業場からの騒音を規制している。平成 12年度末における県内の特定施設総数は1,338、特定工場 等総数は9,877である。特定施設の種類別では、空気圧縮 機等が全体の60.4%を占め最も多く、次いで金属加工機械 10.8%、織り機9.2%となっている。

また、騒音の著しい建設作業については、特定建設作業と して規制を行っている。平成12年度における特定建設作業 の届出状況は、565件であった。作業別では、さく岩機を 使用する作業が55.0%と最も多く、次いでバックホウを使 用する作業27.4%となっている。

環境基準の類型あてはめを行っている18市町については 騒音調査を実施している。

騒音の一般環境の適合状況

地域の類型	測定地点数	環境基準適合数
Α	59	31
В	58	33
С	24	18
計	141	82

● 騒音防止対策

1 環境基準の類型指定

地域の類型、時間の区分は都道府県知事が行うこととなっ ており、平成12年度末で18市町について指定している。

未指定の町村については、必要に応じて地域の実態調査を 行うとともに類型あてはめを行うこととしている。

騒音環境基準の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町村
平成11年	平成11年	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市
3月30日	4月1日	臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市
(類型指定見直	(同左)	杵築市 宇佐市 国東町 日出町 挾間町
しに係るもの)		湯布院町 佐賀関町 三重町 玖珠町

2 騒音規制法による規制

騒音規制法により、現在11市27町1村の39市町村を指 定しており、工場・事業場において発生する騒音又は建設作 業等により発生する騒音について規制している。

未指定町村については今後必要に応じ指定を、既指定地域 についても内容の見直しを行うこととしている。

● 振動の現況

振動の発生源としては、工場・事業場、建設作業、道路交 通、鉄道などが考えられる。県内における平成12年度の振 動に係る総苦情件数は13件となっている。

発生源別にみると、工場・事業場3件、建設作業6件、道 路交通3件となっている。

平成12年度末における県内の特定施設総数は3,663、特 定工場等総数は595である。

特定施設の種類別では、圧縮機が28.6%と最も多く、次 いで金属加工機械が27.4%、織り機が19.5%となっている。 また、特定建設作業の届出状況は、262件で、作業別では、 ブレーカーを使用する作業が80.5%、くい打機等を使用す る作業が17.2%となっている。

● 振動防止対策

振動規制法に基づき、24市町を指定し、工場及び事業場 から発生する振動を規制するとともに指導を行っている。ま た、道路交通振動についても関係機関に対し所要の措置を構 ずべきことを要請できることとなっている。

● 自動車騒音·振動の現況

平成12年度に県内の主要道路において調査した自動車騒 音の結果は、全測定点106地点のうち、昼間、夜間のすべ ての時間帯で環境基準を達成しているのは70地点で、その 達成率は、66.0%となっている。これを時間帯別にみると、 達成率は、昼間74.5%、夜間69.8%であり昼間の方が高い。

また、騒音規制法に基づき公安委員会に対し、道路交通法 の規定による措置を要請することができる、いわゆる要請限 度については、100地点がすべての時間帯で要請限度以下 であった。残りの6地点では、いずれかの時間帯で要請限度 を超過していた。そのうちすべての時間帯で要請限度を超過 しているのは1地点であった。

自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び要請限度の適合状況

=m-+-11	環境基準	準適合数	要請限度適合数		
調査地点数	昼間	夜間	昼間	夜間	
106	79	74	105	100	

備者 1:1日の測定結果による評価

● 航空機騒音の現況

平成12年度に実施した航空機騒音の調査結果は、すべて の定点で環境基準を達成している。

航空機騒音実態調査結果(平成12年度)

調査地点	調査場所	地域の類型	調査結果(単位 WECPNL)
Na.1	武蔵町古市367 ※1	Ш	41
No.2	武蔵町糸原3185-2	=	68
No.3	安岐町下原629-1	II	67
No.4	武蔵町内田1673	I	52
Na.5	武蔵町糸原490	ı	計測されない
Na6	安岐町下原2973-1	ı	計測されない
No.7	安岐町塩屋1754 ※2	1	52

備考 ※1 平成5年に、前測定位置から南東(空港側)に90m移動 ※2 平成11年に、前測定位置から北東に40m移動

● 悪臭の現況

平成12年度における悪臭の総苦情件数は、274件である。 発生源別では、サービス業・その他が46.0%と最も多く、 個人住宅・アパート・寮が17.9%で、製造業が16.4%の順 になっている。

悪臭苦情件数の経年変化は、次のとおりで他の公害事象よ り変動が大きいのが特徴である。



● 悪臭防止対策

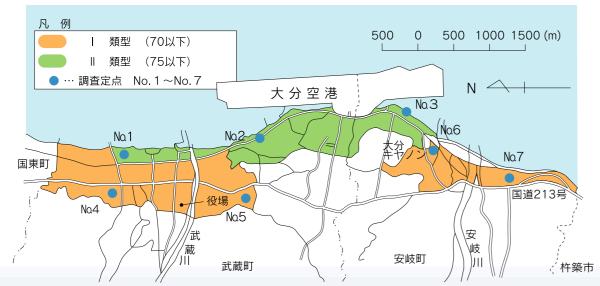
悪臭物質については、工場・事業場の敷地境界線の地表に おいて、22項目について規制するとともに、アンモニア等13 項目については煙突等の出口において、また、メチルメルカ プタン等4項目については、排出水についても規制している。 地域の指定状況は、11市で指定しており、未指定町村に

悪臭防止法に基づく地域指定状況

ついては今後必要に応じ指定を行うことにしている。

告示年月日	施行年月日	指定市町村	
昭和61年 3月15日	昭和61年 4月 1日	別府市 佐伯市	
昭和62年 3月31日	昭和62年 5月 1日	中津市 宇佐市 杵築市	
昭和62年11月14日	昭和62年12月 1日	竹田市	
平成 2年 3月15日	平成 2年 4月 1日	大分市 日田市	
平成 7年 3月28日	平成 7年 4月10日	臼杵市 津久見市	
平成 8年 8月16日	平成 8年 9月 1日	豊後高田市	

航空機騒音実態調査結果(平成12年度)



水環境の保全

● 水質の現況

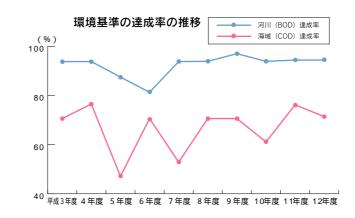
1 河川及び海域の状況

河川及び海域の水質は、県下54河川の108地点、8海域・ 56地点で測定を行った。

平成12年度の環境基準(健康保護に関する「健康項目」 と環境保全に関する「生活環境項目」があり、項目毎に基準 値を設定)の達成状況を見ると、健康項目については、砒素 が朝見川(別府市) 1地点と町田川(九重町) 1地点におい て上流域における地質に由来する自然的原因から、また八坂 川(杵築市)1地点において上流域にある休廃止鉱山の坑内 水等が原因とみられ、環境基準を達成できなかった。

また、生活環境項目のうちBODについては、環境基準点 を定めている36河川中中川、祓川の2水域、海域21水域中、 豊前地先海域、響灘及び周防灘、国東半島地先水域、別府湾 中央水域、津久見湾及び佐伯湾の6水域が環境基準を達成し ていない。

全窒素及び全燐の類型指定を行った8水域すべてが環境基 準を達成している。

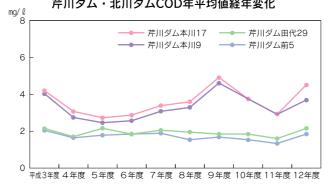


2 湖沼の状況

県内の湖沼については環境基準の類型指定がなされている ものはない。

芹川ダム貯水池、北川ダム貯水池のCODの年平均値の推 移をみると、芹川ダム貯水池で悪化しているが、その他の測 定点は概ね横ばいである。

芹川ダム・北川ダムCOD年平均値経年変化



3 海水浴場の水質の状況

海水浴場の水質調査は、年間延べ利用者数が概ね1万人以 上の海水浴場11か所について、遊泳期間前2回、期間中に 1回の調査を実施している。

平成12年度の調査結果は、遊泳前において「適AA」が7 か所、「適A」が4か所であり、遊泳中において「適AA」が 5か所、「適A」が1か所、「可B」が5か所であった。

4 地下水の水質の状況

平成12年度の地下水の水質調査は、概況調査107本、定 期モニタリング調査33本、計140本の井戸について調査を 行つた。

概況調査については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 105本中3本の井戸で環境基準を超過していた。定期モニ タリング調査については、砒素が2本中1本、シス-1、2 - ジクロロエチレンが18本中1本、トリクロロエチレンが 18本中3本、テトラクロロエチレンが18本中6本、並びに 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が24本中3本の井戸で環境基 準を超過していた。

● 水質保全対策

1 法律、条例による規制

特定施設の設置や構造等の変更を行う場合は、水質汚濁防 止法に基づき、事前の届出が義務づけられている。特に、瀬 戸内海区域の日最大排水量が50㎡以上の特定事業場につい ては、下水道終末処理施設等一部の例外的な施設を除き、瀬 戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を受けることとされ ている。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく 特定事業場数は、平成13年3月31日現在で5,357事業場と なっている。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく 特定事業場数(平成12年度末)



瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可及び届出件数(平成12年度)

区 分	件数	区 分	件数
設置許可(第5条)	17 (5)	氏名等変更届(第9条)	15 (14)
使用届(第7条)	0 (1)	汚染状態等変更届(第9条)	0 (0)
構造等変更許可(第8条)	19 (14)	廃止届(第9条)	10 (11)
構造等変更届(第8条第4項)	0 (1)	承継届(第10条)	1 (1)

(注)() 内は大分市の件数で内数を示す。

2 規制指導の状況

平成12年度の水質汚濁防止法に基づく立入り調査は、大 分県が延べ1,051事業場、大分市が延べ376事業場につい て実施した。県実施分のうち、規制対象事業場(日平均排水 量50㎡以上のもの及び有害物質を排出するおそれのあるもの。)

に対する立入り調査 は、延べ444事業 場であり、この立入「 り調査結果により、 排水基準違反を指摘 した特定事業場は、 13事業場であった。 これらの事業場に対 しては、文書により 排水処理施設の改善 や維持管理の強化等 を指導した結果、排 水処理施設の増設等 事業場において適切 な改善がなされてい

排水基準違反に対する措置 状況等(大分県実施分)

	区 分	件数
	有害物質	0
	рН	5
違反項目	BOD	0
項目	COD	7
_	SS	6
	その他の項目	1
措	一時停止命令	0
措置状況	改善命令	0
況	文書指導	13
	排水処理施設の新・増設	0
	排水処理施設の改善	4
対策	排水処理施設の管理強化	9
対策状況	下水道への接続	0
., .	特定施設等の改善	0
	特定施設等の管理強化	0

特定事業場立入調査実施状況

	X	分	特 定 事業場数	延 べ立入件数	排水基準 違反件数
	50㎡/日以上	の特定事業場	373	415	13
大分	50㎡/日未満の	有害物質あり	359	29	0
大分県実施分	特定事業場	有害物質なし	3,445	607	0
施分	小	計	4,177	1,051	13
	内規制	刻 象	732	444	13
	大 分 市 実 施 分		1,180	376	14
	合	計	5,357	1,427	27

3 総量削減計画

これまでに、第一次(目標年度:昭和59年度)、第二次(同: 平成元年度)、第三次(平成6年度)の3次にわたり総量削 減計画を定め、産業排水、生活排水等のCOD汚濁負荷量の 削減対策を実施してきた結果、本県においては、いずれの総 量削減計画においても、その削減目標量を達成している。

しかし、依然として環境基準が未達成の水域があることか ら、現在、平成16年度目標とした第5次の総量削減計画に おいて、CODのみならず窒素・りんの総量削減計画の策定 について改訂作業を進めている。

COD総量削減計画の推移

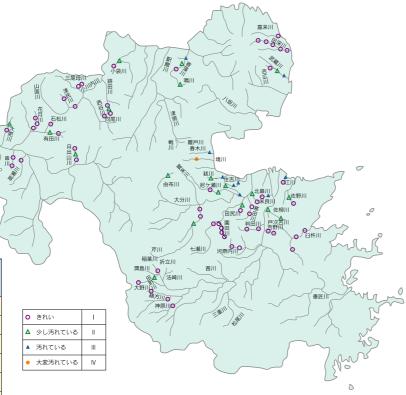
								トン/日)_
	第-	-次	第二	二次	第三	E次	第四	四次
	54年度 現状負荷量	59年度 削減目標量	59年度 現状負荷量	64年度 削減目標量	元年度 現狀負荷量	6年度 削減目標量	6年度 現狀負荷量	11年度 削減目標量
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7
総量	58	(85)	60	57	55	51	51	49

注:()内は、計画ベースの値である。

4 水生生物調査

平成12年度は夏季に、1級・2級河川等の46河川・83 地点について調査を行った。調査参加団体は42団体、参加 者数は1,550人であった。

調査結果については、水質階級 I が56地点・68%を占め、 県下の調査河川での水質の状況は概ね良好であった。



水生生物による水質調査結果概況図(平成12年度)

水生生物調査結果(水質階級状況・12年度)

	水質階級	地点数	割合(%)
ı	きれいな水	56	68
Ш	少しよごれた水	18	22
III	きたない水	7	8
IV	大変きたない水	2	2
	計	83	100

● 生活排水対策の推進

1 生活排水対策

水質汚濁防止法に基づき、平成3年度に大分市と湯布院町、 平成4年度に中津市と臼杵市、平成5年度に竹田市、平成9 年度に佐伯市、平成11年度に三重町をそれぞれ生活排水対 策重点地域に指定した。

また、生活排水対策にかかる知識の普及や、実践活動の促 進を図るため、平成8年度から河川別の流域市町村で構成す る団体に対する補助を行っている。

2 公共下水道の整備状況

本県では、現在10市3町で公共下水道を事業実施しており、 この内12市町で供用を開始している。

また、特定環境保全公共下水道事業は、平成13年度に着 手した真玉町、香々地町を加えて12町村が事業を実施中で、 すでに11町村で供用を開始している。

3 農業集落排水事業の推進

公共用水域の水質保全に寄与するとともに、農村の生活環 境の改善と活力ある農村社会の形成を図るため、農村集落に おけるし尿、生活雑排水などを処理する施設の整備を行うも ので、現在、19市町村23地区で施設整備に取り組んでいる。

4 漁業集落環境整備事業の推進

近年、漁業集落からの家庭排水等による港内汚濁が進行し ており、漁業活動への影響が懸念されることから、漁港及び 周辺水域への負荷の軽減とトイレの水洗化による漁村の生活 改善を図るため、汚水等の排水及び処理に必要な施設の整備 を行うもので、現在、8市町村16地区で施設整備に取り組 んでいる。

5 小型合併処理浄化槽の普及促進

環境省の合併処理浄化槽設置整備補助事業の実施に伴い、 本県においても平成元年度から補助制度を創設し、小型合併 処理浄化槽の普及を推進している。

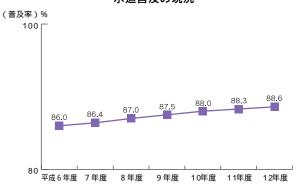
この補助制度による小型合併処理浄化槽の設置基数は、平 成12年度は、54市町村で2,829基である。

● 水道の普及状況

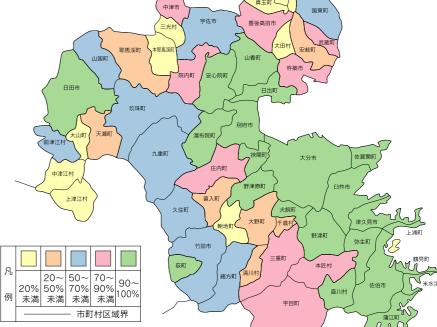
平成12年度末における水道普及率は、全国平均96.6%に 対して、本県は88.6%である。

また、現状において、井戸・湧水等で生活用水が確保され ていることなどにより施設整備の遅れている地域も多く、給 水施設を除いた未普及地域人口は約11万8千人となっている。

水道普及の現況







市町村別水道普及図

∠ 姫島村

土壌・地盤環境の保全

● 土壌汚染等の現況

地盤沈下については、「工業用水法」と「ビル用水法」に より、地下水の採取の規制が行われてきたが、県内について は、地盤沈下の事例は見られない。

また、農用地の土壌汚染については、「農用地の土壌の汚 染防止等に関する法律」によりカドミウム及びその化合物、 銅及びその化合物、砒素及びその化合物が特定有害物質とし て定められており、これらによる土壌汚染状況調査や土壌汚 染防止対策を必要に応じ実施している。

県内では、長谷緒地域(緒方町)が昭和58年3月に「農 用地土壌汚染対策地域」に指定されていたが、昭和61年度 から平成2年度まで公害防除特別土地改良事業を実施し、確 認調査結果に基づき、平成6年3月に対策地域指定の解除を 行っており、現在、県内には指定されている地域はない。

化学物質による環境汚染の防止

● ダイオキシン類

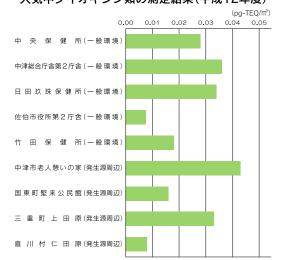
県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、事 業所に対する立入指導等により、法の規制対象である産業廃 棄物焼却炉や小型廃棄物焼却炉に対して適正な燃焼管理や焼 却量の削減を指導している。

一方、平成12年度に実施した環境調査の結果は、大気に ついては、県下8市町村9地点で調査を実施し、すべて環境 基準値を下回っていた。

水質については、河川11地点、海域6地点、地下水9地 点で調査を実施し、すべて環境基準値を下回っていた。

土壌については、13地点において調査をしたところ、す べての地点で環境基準値を下回っていた。

大気中ダイオキシン類の測定結果(平成12年度)



● 化学物質環境調査

平成12年度は2物質(ジオクチルスズ化合物、フタル酸 ブチルベンジル)について環境庁の委託を受け大分川河口の 水質、底質、生物(魚類:ボラ)について調査を行った。 調査結果は、すべてにおいて不検出であった。

● 未規制化学物質調査

平成12年度の有機スズ化合物の調査結果は、8地点で行い、 国が水生生物の保護の観点から暫定的に設定した目安値と比 較すると、公共用水域での目安値を超えたところはなかった。

● ゴルフ場排出水の農薬調査

県においては、平成2年度から県内の全ゴルフ場(31か所) を対象に排出口等の調査を行っており、平成12年度は、29 ゴルフ場を対象として22農薬の調査を行った。

調査結果は、ピリダフェンチオンが1検体、シマジンが1 検体及びプロピサミドが3検体から検出されたが、環境庁が 定めた指針値を超過したものはなかった。

廃棄物の発生抑制と適正処理

● 一般廃棄物の現況と対策

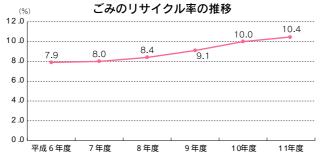
1 一般廃棄物の現況(平成11年度)

県内で排出されたごみの量は、1日当たり1,556トンと 推計され、これは、前年度比7.9%増となっており、ここ数 年増加傾向で推移している。

これらのごみを処理するため市町村等が設置しているごみ 処理施設は、ごみ焼却施設22施設、高速堆肥化施設1施設、 粗大ごみ処理施設6施設、粗大ごみ処理施設以外の資源化を 行う施設12施設(リサイクルプラザを含む)及び埋立処分 地施設21施設となっている。

また、ごみのリサイクル率は10.4%で、年々上昇している。





2 し尿処理の現況 (平成11年度)

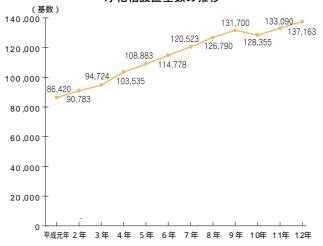
県内で排出されたし尿の量は、1日当たり1,333klと推 計され、これは、前年度比1.5%増となっている。

市町村等が設置しているし尿処理施設は、19施設である。 なお、近年、水質汚濁防止の観点から、し尿処理施設の放 流水の高度処理を行う市町村が増加しており、19施設のう ち16施設が高度処理設備を設けている。

3 浄化槽の設置状況(平成12年度)

浄化槽の設置基数は、平成12年度末においては、約13万 7千基、前年と比較すると約4,000基増加している。

浄化槽設置基数の推移



4 一般廃棄物処理対策

廃棄物処理施設の整備に当たっては、ごみ処理広域化計画、 適正処理のための能力の確保、ごみの減量化、再生利用の推 進等を基本として市町村の指導を行い、順次その整備を進め ている。

散乱性廃棄物のうち、特に空き缶については広域的な対応 が必要なことから、九州各県統一キャンペーン等によって散 乱防止に向け啓発を重点的に行っている。

なお、空き缶のデポジット制度については、引き続き姫島 村が実施しており、好結果が出ている。

● 産業廃棄物

1 産業廃棄物の現況

平成13年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平 成12年度の本県における産業廃棄物の発生量は7,680千ト ンと推計され、平成9年度の7,977千トンに比べ3.7%減少 している。

また、発生量から有償物量の4,056千トンを除いた排出 量は3,623千トンとなっており、平成9年度の3,684千ト ンに比べ1.7%減少している。

排出量を地域別にみると、大分臼津地域が最も多く、種類 別にみると、汚泥が最も多い。

また、産業廃棄物の処理状況は、中間処理により1.651 千トン(45.6%)が減量化されており、1,720千トン(47.5%) が資源化・再生利用されている。 残りの 251千トン (6.9%) は最終処分されている。

2 産業廃棄物処理対策

(1) 産業廃棄物処理体制の強化

産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理を防止し、生活 環境を保全するためには、監視指導を強化するととも に処理体制を整備する必要があり、行政と業界が一体 となって、産業廃棄物排出事業者及び処理業者におけ る処理体制を強化し、施設の整備を促進している。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

県内の不法投棄件数を見ると平成12年度は144件、

苦情処理件数も267件と前年度に比べ減少しているが、 不法投棄や不適正処理は跡を絶たない状況にある。

このため、県では、産業廃棄物監視員配置、各保健 所単位で「不法処理防止連絡協議会」を設置、ヘリコ プターによるスカイパトロールの実施、休日等におけ る県民からの情報提供に対応するために不法投棄110 番(097-538-5304)の設置など対策を強化している。

(3) 廃棄物処理計画

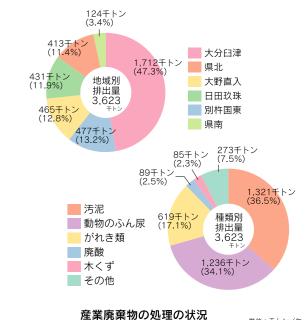
平成12年に、廃棄物処理法が改正され、一般廃棄物を 含めた廃棄物全般に関する処理計画を策定することが 必要となり、平成13年度に廃棄物処理計画を策定した。

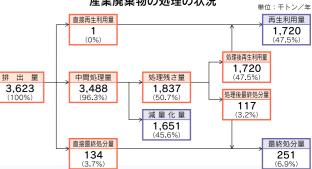
この計画では、平成17年度までの5カ年を計画期間 としているが、環境大臣が平成13年5月に定めた基本 方針及びおおいた新世紀創造計画で定められた目標を 踏まえて平成22年度を見通した目標数値を設定すると ともに、次のような事項について施策を体系化するこ ととしている。

①発生抑制の促進

- ②再使用、再生利用、熱回収の促進
- ③適正な処理・処分体制の確保
- ④不適正処理処分の防止と適正処理の確保
- ⑤情報公開と相互理解の推進

産業廃棄物の発生状況





注) 各項目の数値は四捨五入してあるため、収支が合わない場合がある。